

3. 施設整備促進支援事業

(1) 事業の目的

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備が困難となっている医療機関等に対する支援を行う。

(2) 事業の実施主体

都道府県とする。

(3) 事業の内容

別表1の第1欄及び第2欄に掲げる地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業、別表2の第1欄に掲げる医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び別表3の第1欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業（以下「国庫補助事業」という。）の交付対象となる医療機関等その他厚生労働大臣が認める者であつて、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修（以下「施設整備」という。）に着手している者に対して、㎡数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。

(4) 事業の支給額

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結している医療機関等に対して、㎡数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。なお、支給額は、次により算定したものを、実施主体となる都道府県毎に積み上げたものとする。

- ・ 地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業については、別表1の第3欄に定める物価高騰を反映した単価と第4欄に定める標準単価との差額に、第5欄に定める基準面積及び第6欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。
- ・ 医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業については、別表2及び別表3の第1欄にそれぞれ掲げる国庫補助事業毎に、同表の第3欄に掲げる構造別に、第4欄に定める物価高騰を反映した単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第6欄に定める基準面積及び第7欄に定める調整率または補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

(5) 留意事項

(5-1) 給付金の支給について

- ・ 給付金の支給を受けようとする医療機関は、都道府県に対して、都道府県が必要と認める書類を添えて申請を行う。
- ・ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

(5-2) 給付金の返還について

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- ア 給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく施設整備を行わない場合。
- イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

4. 分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

(1) 事業の目的

本事業は、特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援するとともに、地域の小児医療の拠点となる施設（以下「小児医療施設」という。）について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院、診療所及び助産所その他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 事業の内容

ア 分娩取扱施設支援事業

分娩取扱施設のうち、令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間における分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所及び助産所に対して、分娩取扱に要する経費相当分の給付金を支給する。

イ 小児医療施設支援事業

(ア) 及び (イ) の要件を満たした小児医療施設に支給する。

(ア) 令和5年度における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数の平均を下回ること。